

所得税の確定申告は自分で書いてお早めに

平成16年分の所得税の確定申告は、2月16日(水)から3月15日(火)までとなっています。申告期限間近になりますと申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことになりますので、できるだけ早くお済ませください。

※なお、申告相談会場は、相川税務署から市役所佐和田支所2階会場になりました。

税務署では用紙の配布、申告書(作成済)の受付、納税および電話相談業務を行います。

正しい申告を!

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている皆さん自身が、税法に従つて自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告・納税するという「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならない人が申告しなかつたり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%または10%の加算税が課される場合があります。さらに延滞税も納めなければならないことがあります。確定申告は期限を守つて正しく申告・納税しましょう。

確定申告をしなければならない場合

- 事業をしている場合、不動産収入のある場合および土地や建物を売った場合などで、平成16年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を元に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超えるときなど
- 給与所得者で、給与の年収が200万円を超えるときや、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるときなど

白色申告の人は、収支内訳書の添付を

事業所得や不動産所得、山林所得のある人で、確定申告書を提出する人は、平成16年中の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」を添付しなければなりません。



平成16年分収支内訳書(一般用)									
(あなたの年分の収支内訳書の金額の計算を正確にして確定申告書に記入してください。)									
住 所	姓 名	事務所所在地	氏名(姓)	電話番号(業種)	会社名	住所	税理士名	税理士電話番号	会社名
事業者所在地	電話番号(業種)	会社名	税理士名	会社名	会社名	会社名	会社名	会社名	会社名
業種名	会社名	会社名	会社名	会社名	会社名	会社名	会社名	会社名	会社名
この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。									
■									
平成 年 月 日 (自 月 日 至 月 日) ○給料賃金の内訳									
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
支 払 (支 払)	(1)	旅費交通費 (2)	(3)	通 信 費 (4)	(5)	広 告 宣 伝 費 (6)	(7)	接待 費 (8)	(9)
入 手 取 (手 取)	(10)	其 他 の 取 入 (11)	(12)	被 傷 損 保 険 費 (13)	(14)	賃 費 (15)	(16)	修 球 費 (17)	(18)
金 額 (1)-(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(17)+(18)	(19)	其 他 の 支 払 (20)	(21)	被 傷 損 保 険 費 (22)	(23)	修 球 費 (24)	(25)	修 球 費 (26)	(27)
その他の(人分)									
計(28)									
○授業料・弁護士等の報酬・料金の内訳									
支 払 先 の 住 所・氏 名	本 年 月 日	支 払 先 の 住 所・氏 名	本 年 月 日	支 払 先 の 住 所・氏 名	本 年 月 日	支 払 先 の 住 所・氏 名	本 年 月 日	支 払 先 の 住 所・氏 名	本 年 月 日
○事業専従者の氏名等									
氏 名(年齢)	被 傷 損 保 険 費	被 傷 損 保 険 費	被 傷 損 保 険 費	被 傷 損 保 険 費	被 傷 損 保 険 費	被 傷 損 保 険 費	被 傷 損 保 険 費	被 傷 損 保 険 費	被 傷 損 保 険 費
(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)
【税務署整理欄】									
会社名	会社名	会社名	会社名	会社名	会社名	会社名	会社名	会社名	会社名
(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)	(48)
※(39)～(48)は、前年と同一の場合は、(39)～(48)の欄に記入して下さい。									
■									

収支内訳書

●確定申告の相談会場は 市役所 佐和田支所2階 です

■開設期間 2月16日(水)～3月15日(火) ※土日は開設しません。

■相談受付時間 午前9時～午後4時

※混雑の状況により受付時間内でも受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。
※正午～午後1時は昼休み時間です。ご理解とご協力をお願いします。

主な業務内容	申告相談会場	税務署	主な業務内容	申告相談会場	税務署
申告用紙の配布	●	●	贈与税の申告相談	●	
作成済み申告書の受付	●	●	納税と納付の相談		●
所得税の申告相談	●		納税証明書の発行	●	
個人事業者の消費税の申告相談	●		電話による紹介と相談	●	

申告書の作成は便利なホームページページで



国税庁のホームページではパソコンで確定申告書が作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」を提供しています。同コーナーでは、入力画面のガイドで手順を従つて必要な項目を入力し、データプリントで印刷すると簡単に申告書が作成できます。

振替納税は期限内に、便利な振替納税のご利用を

平成16年分の確定申告による所得税の納期限は、申告期限と同じ3月15日(火)です。期限内に納付してください。所得税の納税方法として「振替納税制度」があります。金融機関の預貯金口座から自動的に振替することによって納税するもので、納税の納期限を忘れてしまうこともなく大変便利です。

振替納税を既に利用している人は、指定された預貯金口座の残高を確認しておきましょう。



問い合わせ先

振替納税の手続きを希望する人は、「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要となりますので、税務署・佐渡市役所(本庁および各支所)の住民税担当係にご相談ください。

相川税務署
☎ 74-3276